特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
4	軽自動車税の賦課に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、軽自動車税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

桜川市長

公表日

令和6年2月15日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税の賦課に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき軽自動車税の賦課に関する事務を実施している。 ①税申告書・申請をもとに車両の登録又は廃車の管理 1. 住民からの申請による異動　2. 検査協会からの税申告書による異動 3. 運輸支局からの税申告書による異動 ②各種証明書の発行 1. 証明書発行申請　2. 証明書発行 ③納税通知書の発行　1. 賦課期日現在において軽自動車等を所有している者に軽自動車税を賦課 2. 納税通知書発行 ④減免申請受付・決定　1. 減免申請受付　2. 減免承認通知書発行
③システムの名称	軽自動車税システム、宛名管理システム、バックアップシステム

2. 特定個人情報ファイル名
軽自動車税賦課情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」と表記） 第9条第1項　別表第一の16の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	＜情報照会の根拠＞ ・番号法第19条第8号　別表第二の27の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	桜川市総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	桜川市総務部税務課　〒309-1293　茨城県桜川市羽田1023　0296-58-5111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	桜川市総務部税務課　〒309-1293　茨城県桜川市羽田1023　0296-58-5111

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年10月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年10月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　]接続しない（入手）**	**[　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月17日	Ⅰ　関連情報 ５．評価実施期間における担当部署 ②所属長	阿久津　裕治	藤田　保男	事後	
平成29年11月17日	Ⅱ　しきい値判断項目 １．対象人数 いつ時点の計数か	平成27年10月1日　時点	平成29年10月1日　時点	事後	
平成29年11月17日	Ⅱ　しきい値判断項目 ２．取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年10月1日　時点	平成29年10月1日　時点	事後	
令和1年6月17日	Ⅰ　関連情報 ５．評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務課長　藤田　保男	税務課長	事後	
令和1年6月17日	Ⅳ　リスク対策	ー	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正により様式が変更されたため
令和2年10月28日	Ⅱ　しきい値判断項目 １．対象人数 いつ時点の計数か	平成29年10月1日　時点	令和2年10月1日　時点	事後	
令和2年10月28日	Ⅱ　しきい値判断項目 ２．取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年10月1日　時点	令和2年10月1日　時点	事後	
令和3年10月1日	Ⅰ　関連情報 ３．個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」と表記） 第９条第１号　別表第一の１６の項 ・番号法第９条第３項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第１６条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」と表記） 第９条第１項　別表第一の１６の項		
令和3年10月1日	Ⅰ　関連情報 ４．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第１９条第７号　別表第二の２７の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第２０条（６号）	・番号法第１９条第７号　別表第二の２７の項		
令和3年10月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 １．対象人数 いつ時点の計数か	令和2年10月1日　時点	令和3年10月1日　時点		
令和6年2月15日	Ⅱ　しきい値判断項目 ２．取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年10月1日　時点	令和5年10月1日　時点		